

令和年7年度 「学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自ら律することができるよう促すことを目的として、教育委員会が作成したものをもとにしています。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為をゆるさない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

大阪市立南港光小学校



南港光小学校の子どもたちは、

- あ いさつをする
- ひ との話を聞く
- る うるを守る

ことを大切にしています！

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行う対応
基本的な約束ごと	・嘘をつかない　・ルールを守る　・人を大切にする　・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をずっとする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・友だちのものをかくす	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・個別指導 ・自分を振り返る活動 ・関係諸機関との連携 など
第3段階	・授業を故意に妨害する ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外でたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、捨てたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・法律に違反すること（万引き、バイクの無免許運転、飲酒、喫煙など）	ひとつひとつの問題行動についてねいに対応していきます。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為は、学校は教育委員会の担当指導主事と連携し、対応について協議する				